

NO	計画書の項目	該当ページ	意見	対応	千歳川流域水害対策計画（素案） 2024. 3. 29	千歳川流域水害対策計画（素案）修正案 2024. 6. 11
1	総説	総括	当面の治水対策として、全国の中でも珍しい農業地域を含む総合治水対策（当面の治水対策）を講じた流域関係者のこれまでの努力に触れた方が良い。	農山村地域における対策を含む総合的な治水対策と流域関係者の努力について追記します。	総括 「平成6年11月22日に千歳川流域洪水対策協議会を設置し、流域関係機関の合意のもとに千歳川流域洪水対策整備計画を策定しました。」	「平成6年11月22日に千歳川流域洪水対策協議会を設置し、流域関係機関の合意のもとに農山村地域における対策を含む総合的な治水対策を盛り込んだ「千歳川流域洪水対策整備計画」を策定し、流域における治水対策を実施するなど、流域関係者も尽力してきました。」に修正
2	総括	総括	これまでの治水対策と今回説明の流域水害対策計画の関係を教えてほしい。	当該計画は、水害特性等を踏まえ、特定都市河川浸水被害対策法改正で新たに創設された様々な制度を活用することで、これまでの千歳川流域治水対策整備計画の取組を包括し、流域治水を計画的、効果的かつ早期に進めることができるよう、千歳川流域のあらゆる関係者の協働による総合的な浸水被害対策を定めたものです。	総括	—
3	第1章 第1節 第1項	p12	図1-11 中、【現在】はいつか。最新の図は無い。	最新の土地利用細分メッシュデータ（H28）を使用しています。年次を明示します。	p12 【現在】	【現在（平成28年）】に修正
4	第1章 第1節 第1項	p13	千歳川流域における区域指定の状況について、立地適正化計画区域だけではなく、市街化区域等も示した方が良いのではない。	「市街化区域及びその他用途地域」を示した図を追加します。	—	図：「千歳川特定都市河川流域における区域指定の状況（令和6年3月末現在）」を追加
5	第1章 第2節	p24	中 1 行目、「近年における」は不要ではない。	不要であるため修正します。	p23	「近年における」を削除
6	第1章 第3節	p31	関係機関の構成員に防災の観点から消防機関は入らないのですか。	千歳川流域水害対策協議会の構成員につきましては、特定都市河川浸水対策法第6条に「河川管理者等」、「都道府県、市町村の長」、「学識経験者その他河川管理者等が認める者」とあります。消防機関については、市町の長が参画していることから防災に関しても計画に反映できると考えています。	p30	—
7	第1章 第4節 第1項	p32	千歳川流域は、北広島市のボールパークや千歳市のラビダス等の影響もあり、想定以上の住宅の需要増がある特殊な地域であることを踏まえた方がよい。 都市化が進展していることを示すのであれば、ボールパークやラビダス等の最近の開発状況を含め、進展要素を記載すべき。新千歳空港、高規格道路等。	流域の発展状況について具体的（ボールパーク、ラビダス等）な記載を追加します。	p31 「開発計画を進行するとともに、道央圏の中核として発展しており、今後とも発展が見込まれる地域でもある」	「開発計画が進行している。令和5年3月に北広島市においてボールパークが開業し、その効果により千歳川流域内外の観光施設等への立寄り機会も増加し、流域内に限らず北海道内へその効果を波及させており、北海道全体の発展に寄与している。また、令和5年9月には千歳市においてラビダスが工場建設に着手し、日本の産業の国際競争力、国際的な発言力、影響力等の観点からも、千歳川流域は北海道の中核をなす地域に発展を遂げており、今後とも発展が見込まれる地域でもある。」に修正
8	第1章 第4節 第1項	p32	現状と課題になっているが、第1項は現状なのか課題なのか判り難い。 現状認識としては、洪水から守るべき対象がますます発展しているのでは。市街地だけでは無い。農業の高度化や観光等、経済・産業等の視点からの現状があるのではない。	・第1項は千歳川流域の現状を、第2項以降では課題を記載しています。 ・産業の視点として農業の高度化について追記します。（観光・工業については前述のとおり）	p31	「農業の高度化」について「千歳川流域は、大消費地である札幌市に隣接し新千歳空港、苫小牧港、北海道縦貫自動車道等もあり道内外への商流・物流に適した地域性を活かして、生産性の高い多様な営農形態が形成されている。」を追記

N0	計画書の項目	該当ページ	意見	対応	千歳川流域水害対策計画（素案） 2024. 3. 29	千歳川流域水害対策計画（素案）修正案 2024. 6. 11
9	第1章 第4節 第2項	p34	堤防の危険性が高いのは現時点、計画堤防完成時は計画の安全度確保できる。	堤防の現状について追記します。	p33	「 <u>千歳川等の堤防整備が途上のため、現状では洪水時に高い水位が続くと</u> 」を追記
10	第1章 第4節 第2項	p34	浸水が残ることを想定しているのは計画終了時点。	河川整備完了後が読めるように修正します。	p33 「堤防整備・河道掘削といった河川整備を推進し、石狩川の整備と合わせて浸水被害の防止・軽減を図るものの、石狩川の高い水位」	「 <u>千歳川の堤防整備・河道掘削や、石狩川での河川整備計画における河川整備が完了した場合においても、石狩川の高い水位</u> 」に修正
11	第1章 第4節 第2項	p34	「浸水が残る」という表現よりも「浸水が発生する」等の方が良い。	表現を適正化します。	p33 「内水氾濫による浸水が残ることが想定される」	「内水氾濫による <u>浸水被害</u> が想定される」に修正
12	第1章 第4節 第2項	p34	令和5年9月5日に千歳や恵庭で短時間降雨によりビニルハウスが浸水し、ポンプを作動させた。バックウォーター対策はどのように考えているか。	バックウォーター対策として、千歳川の堤防整備などのほか、バックウォーターの原因である石狩川の水位を下げる対策として、北村遊水地事業や幾春別川総合開発事業、石狩川の河道整備などを行い、計画高水位以下で安全に流すことを目標としています。	p33	—
13	第1章 第4節 第2項	p34	説明を聴いて感じた事は、やはり本流である石狩川の流れを如何に早く水位を下げるかにあると思います。可能な限り河道掘削をするなど石狩川の容量を増やすなどの手配を早急にお願いしたいと思います。	石狩川については、石狩川（下流）河川整備計画に基づき、北村遊水地事業や幾春別川総合開発事業、石狩川の河道整備などの水位を下げる整備を引き続き行っていきます。	p33	—
14	第1章 第4節 第2項	p35	水位縦断面図で計画高水位を超過しているが、問題ないのか。	計算条件に「令和2年度末現況河道」と表記しており、河川整備の途上であることから計画高水位を越える計算水位となっています。	p34	—
15	第2章 第1節	p39	「あらゆる規模の降雨が発生することを念頭に」とあるが本当か。	流域対策等の流域一体となった浸水被害対策については、最大限の整備を進める必要があることから、あらゆる規模の降雨を想定することとしています。計画規模以上の洪水に対しても、基本高水の安全流下を目標とした施設は、その能力を超えるまでの間で避難の確保や氾濫域の縮小により経済的な被害を軽減する等の減災の効果が見込まれることから、「あらゆる規模の降雨」を想定してハード・ソフト対策を実施します。	p38 「千歳川中上流域における水害リスクの高い社会的、地形的要件に加え、近年の地球温暖化に伴う気候変動の影響による豪雨災害の頻発化、激甚化を踏まえ、あらゆる規模の降雨が発生することを念頭に、河川整備を加速するとともに、流域対策についても雨水貯留浸透施設の整備や水田の活用（「田んぼダム」）及びため池の治水利用等の対策を継続的に進める。また、貯留機能保全区域や浸水被害防止区域の指定も活用し、流域対策の実効性を向上させるなど、本流域水害対策計画に基づき、流域のあらゆる関係者が協働し、流域一体で総合的かつ多層的な浸水被害対策を講じる。具体的には、洪水による災害の発生防止又は軽減に関して、国管理区間については石狩川水系千歳川河川整備計画に基づき河川整備を進める。北海道管理区間については、石狩川下流千歳圏域河川整備計画に基づき河川整備を進める。あわせて、昭和56年8月上旬降雨により発生する床上浸水の解消等のためあらゆる対策を進める。」	「 <u>千歳川流域では、気候変動の影響により当面の目標としている治水安全度が目減りすることを踏まえ、流域治水の取組を加速化・深化させるために必要な取組を反映した「流域治水プロジェクト2.0」を推進する必要がある。よって、あらゆる規模の降雨が発生することを念頭に、河川整備の基本となる洪水氾濫を防ぐことに加え、氾濫の被害をできるだけ減らすよう流域対策の実効性を向上させるなど、本流域水害対策計画に基づき、流域のあらゆる関係者が協働し、流域一体で総合的かつ多層的な浸水被害対策を講じる。具体的には、洪水による災害の発生防止又は軽減に関して、国管理区間については石狩川水系千歳川河川整備計画に基づき河川整備を進める。北海道管理区間については、石狩川下流千歳圏域河川整備計画に基づき河川整備を進める。あわせて、昭和56年8月上旬降雨により発生する床上浸水の解消等のためあらゆる対策を進める。」</u> 」に修正
16			「千歳川中上流域」とあるが下流域の記載無い。	千歳川流域全体の説明であるため「中上流域」を削除します。		
17			「具体的には」が計画の具体をいうのなら、雨水貯留や水田の活用とかの計画は記載しないのか。後掲には下水道計画、まちづくり計画を書いている。	個別の具体的な計画については後掲していることから、「基本的な考え方」では削除することとします。		
18			流域治水プロジェクトとの関係は。	流域治水プロジェクトとの関係について記載します。		
19	第2章 第1節	p40	泥炭地帯なので地盤沈下の進み具合やその沈下を見越した治水対策について記載があると良い。	軟弱地盤に応じた対策及び機能維持について記載します。	p39	「①氾濫をできるだけ防ぐ～」に「 <u>流域には軟弱な地盤等が広く分布することから、各整備にあたっては地質等の調査を行い、必要に応じて対策を行うとともに、整備後も点検を行い、機能の維持に努めることとし</u> 」を追記

N0	計画書の項目	該当ページ	意見	対応	千歳川流域水害対策計画（素案） 2024. 3. 29	千歳川流域水害対策計画（素案）修正案 2024. 6. 11
20	第2章 第2節	p41	「概ね30年」とするより、終わりの年（西暦）で示した方が良い。	計画期間における目処を記載します。	p40 「～、計画期間は、概ね30年とする。」	「～、計画期間は、概ね30年間（ <u>2054年目処</u> ）とする。」に修正
21	第2章 第2節	p41	石狩川水系河川整備計画の計画期間は30年間だが、すでに10年ほど経過しており、本計画の計画期間は30年間でよいのか。	当該計画期間は、河川整備計画（国・北海道）、下水道計画、まちづくり計画の計画期間を踏まえ、計画対象降雨に対し、流域一体で総合的かつ多層的な浸水被害対策による浸水の解消又は軽減する効果を発現させるために必要な期間として設定しています。また、気候変動の影響により当面の目標としている治水安全度が目減りすることを踏まえ、流域治水の取組を加速化・深化させるために必要な取組を反映した「流域治水プロジェクト2.0」に記載されている対策を具体的な対策内容とするため、石狩川水系河川整備計画の見直しを予定しており、これを考慮した計画期間としています。	p40	—
22	第2章 第2節	p41	必要な見直しは計画期間の話ではなく、基本的な考えとかでは。	本計画の見直しについては、計画書（案）p92の流域水害対策計画の計画管理において、「計画の効果的な実施・運用に向けた改善を図るとともに、流域水害対策計画の見直しを行う。」と記載しており、計画全体に係ることから、当該項目から見直しに関する記載を削除します。	p40	「 なお、これまでの災害発生状況、現時点の課題や河道状況等に基づき策定するものであり、河川及び下水道整備の進捗、河川状況の変化、新たな知見、技術的進歩、まちづくり等の社会経済の変化等にあわせ、必要な見直しを行うものとする。 」を削除。
23	第2章 第2節	p41	計画期間が30年と長い、河川整備にはどの程度時間を要するか、目標年次などは示せないか。また、対策の効果をもっと早く発現させるよう、河川整備が加速化することを期待している。	河川整備等は河川整備計画に基づき実施するものであり、国管理区間においては河川整備計画策定が平成17年で計画期間が30年であることから、令和17年を目標の目安としております。流域治水整備事業（国直轄事業）や特定都市河川浸水被害対策推進事業（個別補助事業）を活用して事業の加速化を図ることとしています。また、その他の流域対策についても、順次整備できるものから対策を講じていきます。	p40	—
24	第2章 第2節	p41	計画期間は、20～30 年は、妥当だと思います。	—	p40	—
25	第2章 第3節	p42～44	第3 節計画区域なので、P43 流域、P41 河川対象区間の順では。	特定都市河川流域→河川対象区間の順に修正します。	p41～43	流域図と河川対象区間表の順番を入れ替え
26	第2章 第4節	p45	全体構成が判り難い。1～2 段落目がS56洪水の話で、2段落目が気候変動の影響の話をしているのに、計画対象はS56洪水となっている。気候変動の影響をどの様に扱うのか。「あらゆる降雨に対応する」との表現も後述で出てくるが、「流域水害対策分担」に含まれるのか判り難い。被害軽減やソフト対策等の何らかの対策の考えを示す必要がある。	ご指摘を踏まえて、記載順序を変更し、気候変動を踏まえた対策について追記します。	p44	記載順序を変更。 また、「 これら気候変動による水災害リスクの増大への備えについては、地域防災計画・防災対策の強化、流域住民の水防意識の高揚等を図り、各地域及び流域全体の被害軽減、早期復旧・復興に資するよう効果的な対策の促進に努める。 」を追記
27	第2章 第4節	p45	現在堤防整備を実施しているが、どのような洪水まで耐えられるのか。	昭和56年8月上旬降雨により想定される洪水を安全に流すことを目標としています。	p44	—

N0	計画書の項目	該当ページ	意見	対応	千歳川流域水害対策計画（素案） 2024. 3. 29	千歳川流域水害対策計画（素案）修正案 2024. 6. 11
28	第2章 第4節	p45	最近では1時間で100mm程度の降雨も発生している。気候変動による降雨の激甚化（超過洪水）を踏まえた計画とすることは考えられないのか。	千歳川流域では、気候変動の影響により当面の目標としている治水安全度が目減りすることを踏まえ、流域治水の取組を加速化・深化させるために必要な取組を反映した「流域治水プロジェクト2.0」を推進する必要があります。よって、あらゆる規模の降雨が発生することを念頭に、河川整備の基本となる洪水氾濫を防ぐことに加え、氾濫の被害をできるだけ減らすよう流域対策の実効性を向上させるなど、本流域水害対策計画に基づき、流域のあらゆる関係者が協働し、流域一体で総合的かつ多層的な浸水被害対策を講じることとしています。 また、下水道整備については、目標とする昭和56年8月上旬実績の時間最大雨量を上回る計画となっていることから、現在の下水道計画を変更することなく、着実な整備の実施を推進する計画としています。 今後、気候変動を踏まえた長期計画を定める石狩川水系河川整備基本方針の見直しを予定しており、それを踏まえ、20年から30年の河川の整備目標・整備内容等を定める石狩川水系千歳川河川整備計画の見直しも図る予定であることから、見直した河川整備計画と当該流域水害対策計画との整合を図ることとしています。	p44	—
29	第2章 第4節	p45	「浸水被害想定・・・」とあるが「複合災害（水害+火山噴火、地震）」も想定すべき（一筆必要かと思う）かと思います。	当該計画については、浸水被害対策について定めたもの（法第1条：浸水被害対策の総合的な推進のための流域水害対策計画の策定、河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備その他の措置を定めることにより、特定都市河川流域における浸水被害の防止のための対策の推進を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。）であり、火山噴火や地震における複合災害は想定していません。	p44	—
30	第2章 第4節	p49	一番左の氾濫量のグラフは、河道対策の文字が見えにくいため、白抜きにする等工夫した方が良い。	視認できるよう修正します。	p48	左側の棒グラフを黒文字→白文字へ修正
31	第4章 第1節 第1項	p51	排水機場の連携が今後も必要か、検討が必要と考える。	「河川整備の進捗に応じた出水時における排水ポンプ場の運転調整の緩和等に向けた調査・検討を進め、内水被害軽減を図る。」と記載しており、河川整備と排水機場の連携について検討を進めていきます。	p50 「また、河川整備の進捗に応じた出水時における排水ポンプ場の運転調整（千歳川流域独自のルール）の緩和等に向けた調査・検討を進め、内水被害軽減を図る。」	「また、河川整備の進捗に応じた出水時における排水ポンプ場の運転調整（ 排水規制千歳川流域独自のルール ）の緩和等に向けた調査・検討を進め、内水被害軽減を図る。」に修正
32	第4章 第1節 第1項	p51	島松排水機場のフル稼働を実現してほしい。	河川整備の進捗に応じた出水時における排水ポンプ場の運転調整の緩和等に向けた調査・検討を進めます。	p50	—
33	第4章 第1節 第1項	p51	（事務局修正） 記載表現を統一。	—	p50	「河川の整備の目標・整備内容等を定める」に修正。
34	第4章 第1節 第2項	p53	（事務局修正） 記載表現を統一。	—	p52	「図4-3 河川の整備のイメージ」に修正。

N0	計画書の項目	該当ページ	意見	対応	千歳川流域水害対策計画（素案） 2024. 3. 29	千歳川流域水害対策計画（素案）修正案 2024. 6. 11
35	第4章 第2節 第1項	p55	排水機場は現在操作員は地元の農業者が担っており世代交代時の担い手が不足している。欠員が出たときになかなか見つからないのが現状です。消防団員を兼任している人もいて個人への負担も増えている。移設改修工事では省人化できる機械などの設置をしてほしい。	排水機場については、機能停止が地域に与える影響や故障・トラブル時等の即時の対応が必要なことから機側操作を原則としつつ、遠隔操作機能を導入することを検討しており、急激な水位上昇等により操作員の到着に間に合わない場合や、氾濫危険水位を上回る洪水により操作員が退避した場合等に遠隔操作を活用していきます。	p54	第1項 河川管理者が行う排水機場の整備に以下を追記。 「なお、排水機場の整備にあたっては、操作員の高齢化、担い手不足を考慮し、遠隔操作機能の導入について検討する。」
36	第4章 第2節 第3項	p58	釜場の凡例を追加した方が良い。	図4-5に排水釜場の凡例を追加します。	p57	排水釜場の凡例を追加
37	第6章	p60	札幌市の雨水貯留管のように、下水道の方でも流出を遅らせるような貯留施設を整備することが望ましい。	雨水貯留管等の整備について追記します。	p59 「近年の気候変動を踏まえたハード対策とソフト対策の充実を図るべく、必要に応じて整備の優先順位や事業計画を見直すとともに、」	「近年の気候変動を踏まえたハード対策とソフト対策の充実を図るべく、必要に応じて整備の優先順位や雨水貯留管等の整備を含めて事業計画を見直すとともに、」に修正
38	第7章 第2節	p62～64	貯水貯留施設の周知・整備は、さらに必要かと思います。	流域水害対策協議会にて具体的な雨水貯留浸透施設の周知方法や整備について検討していきます。	p61～63	－
39	第7章 第3節	p65	田んぼダムは外水には効果が少ないが、内水河川に対しては効果を発揮できると考える。ただし、千歳川流域では水田の畑利用が多くなっているため、田んぼダムとして効果を発揮するための仕組み作りが必要と考える。	水田の畑利用については、この50年間で約2.3倍と大幅に増えています。田んぼダム推進の取組として、農業者の協力に向けた田んぼダム効果等の共有について追記します。	p64	「なお、水田の活用（「田んぼダム」）にあたっては、ほ場の整備や水路改修等といった農業振興につながる施策との連携に努めるほか、効果等について流域内で共有を図り、農業者の協力可能な範囲で推進する。」に修正
40	第7章 第3節	p65	田んぼダムに関する取り組みについて、改良区として協力できると思うので詳細な取組があるのであれば説明してほしい。	各市町を通じ、計画策定主体連携のもと水田活用の取組や効果等について広報を図っていきます。	p64	－
41	第7章 第5節	p70	遊水地域においては、平常時の水辺環境を保全するなど、環境面・グリーンインフラの意識を持つことも重要と考える。 また、グリーンインフラについて、舞鶴遊水地の事例を含めてしっかり書かなくて良いか。	遊水地域の説明に、環境面について追記します。個別の遊水地の事例は記載せず、遊水地群として記載します。	p69	「④遊水地域」に「また、生物の生息生育環境の拠点となる湿地・樹林環境を保全・再生・創出するなど、千歳川遊水地群を含めた自然環境が有する多様な機能を活かすグリーンインフラの整備や、保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、これらを有機的につなぐ生態系ネットワーク形成の取り組みを推進する地域である。」を追記
42	第7章 第6節	p72	開発とともに洪水が増加するというのがよくある図式。想定を越える自然状況なので、備えすぎることではないので、徹底的に万全を期していただきたい。	特定都市河川の指定により、開発等による1000m2以上の雨水浸透阻害行為に対しては、流出雨水量の増加を抑制するための対策工事を義務化し、事前許可制としています。 また、あらゆる規模の降雨が発生することを念頭に、河川整備の基本となる洪水氾濫を防ぐことに加え、氾濫の被害をできるだけ減らすよう流域対策の実効性を向上させるなど、本流域水害対策計画に基づき、流域のあらゆる関係者が協働し、流域一体で総合的かつ多層的な浸水被害対策を講じることとしています。	p71	－

N0	計画書の項目	該当ページ	意見	対応	千歳川流域水害対策計画（素案） 2024. 3. 29	千歳川流域水害対策計画（素案）修正案 2024. 6. 11
43	第7章 第6節	p72	雨水浸透阻害行為の許可とはどんなものなのか。	開発等による1000m2以上の雨水浸透阻害行為に対しては、流出雨水量の増加を抑制するための対策工事を義務化し、事前許可制としています。詳細については、以下の北海道庁ホームページをご参照ください。 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/kss/163412.html	p71	—
44	第7章 第6節	p72、73	開発行為について説明が無かったが、どうなるのか。	開発行為に伴う流出抑制対策として「雨水浸透阻害行為に伴う許可等」と「千歳川流域における大規模宅地開発等に伴う調整地技術基準」の2つの基準による許可となります。	p71	—
45	第9章	p75	内水排除の運転調整ルールとはどのようなものか自分は排水機場の操作員ですが、どのようなルールがあるのか知りません氾濫時の避難などのルールが載っているのでしょうか。	運転調整ルールについては、ある一定の河川水位に到達した段階でポンプの排水量を半減させるものです。また、避難に関するルールも定められていますので、操作規則等をご確認ください。	p74 「これまでの運転調整ルールを引き続き実施しつつ、」	「これまでの運転調整（排水規制のルール）を引き続き実施しつつ、」に修正
46	第11章 第1節	p78	「置土」という農業事業があるが、「貯留機能保全区域」に指定されるとそれができなくなるのか。	「貯留機能保全区域」は、盛土等の当該土地の貯留機能を阻害する行為について事前の届出を求め、必要に応じて助言・勧告する制度となります。	p77	—
47	第11章 第1節	p78	「貯留機能保全区域」について個々の農家の合意形成をどのように図っていくかが今後の課題と考える。	指定に向けた合意形成については「土地の所有者や利害関係人等（農用地区域においては耕作者や区域内の施設所有者及び管理者）の理解の促進に努める。」と記載しており、指定に係る目的を理解いただけるよう説明を行っていきます。	p77	—
48	第11章 第1節	p79	（事務局修正） 「千歳川流域地域区分図」から貯留機能保全区域の指定検討範囲である、「遊水地域」と「低地浸水地域」のみ抜き出して表示。	—	p78	「貯留機能保全区域の指定検討範囲」図へ修正
49	第12章 第2節	p81～88	ハザードマップの作成・公表は大賛成、但し、これに基づく訓練（特に、救助や情報確認・伝達に、有効であるドローンやヘリポート）が必要かと思います。	地域住民、水防団、自治体、河川管理者等が洪水時に的確に行動し、被害をできるだけ軽減するため、水防訓練、情報伝達訓練等による防災体制や連絡体制の充実を図ることとしています。	p84～86	—
50	第12章 第2節	p85	水害対策計画の考え方を地域の住民や企業等に理解してもらい、自分事としてお互いに助けあう意識を持ってもらうことが肝心である。	住民や企業などが自分事として流域治水を推進していくことが重要であることについて記載します。	p84 「～流域住民が洪水時に適切に対応するため、洪水ハザードマップの公表や～」	「～するためには、住民や企業などが自らの水災害リスクを認識し、自分事として捉え、主体的に行動することに加え、さらに視野を広げて、流域全体の被害や水災害対策の全体像を認識し、自らの行動を深化させることで、流域治水の取り組みを推進することが重要である。そのため、洪水ハザードマップの公表～」を追加
51	第12章 第2節	p85	治水や防災に対する周知の仕方については、普通に説明会等を開催しても実際の避難行動等に繋がらない場合が多い。教育レベルで、体験授業や高校の総合学習の時間等を有効に使い、意識付けをするのが良いと考える。	防災学校での体験授業や高校での総合学習時間等を活用した防災教育について記載します。	p84 「水防訓練等の公開や防災学校の開催、防災教育の機会創出等を行い、流域住民の水防意識の高揚に努める」	「水防訓練等の公開や防災学校での体験授業や高校での総合学習時間等を活用した防災教育の機会創出等を行い、流域住民の水防意識の高揚に努める」に修正
52	第12章 第2節	p85	市民の意識の向上、住む位置により感覚が違う。十分に宣伝し、十分に意見を吸い上げ、防災意識の向上に努めてもらいたい。	防災行意識の向上を図るため、当該計画において「流域住民の水防意識の高揚等」にて位置付けており、流域一体となって防災境域の機会創出等を行い、流域住民の水防意識の高揚に努めていきます。	p84	—

N0	計画書の項目	該当ページ	意見	対応	千歳川流域水害対策計画（素案） 2024. 3. 29	千歳川流域水害対策計画（素案）修正案 2024. 6. 11
53	第12章 第2節	p85	農村地区では下水道は来ていない合併浄化槽を設置している人が多い。水害対策として氾濫洪水時にどのように対応したら良いのか防災ガイドブックに載せることはないのか。	水災害リスクを認識し、自分事として捉え、自らの行動を深化させることが重要ですので、自治体より洪水氾濫時の避難行動や避難場所等の防災情報を掲載した防災ガイドブックを公表していますので、ご確認をお願いします。	p59	—
54	第12章 第2節	p87	まるごとまちごとハザードマップで、最新の技術を用いた情報補完について記載があるが、浜松市ではスマートフォンを通して周囲を見ると、その地点がどのくらい浸水するかわかるような仕組みを作っているのので、参考にとすると良い。	AR技術等の活用について記載を追記します。	p85	「 <u>AR技術等を活用した浸水情報提供を推進する。</u> 」を追記 AR技術について注釈とイメージ図を追記
55	第13章 第3節	p91	気候変動対応と「あらゆる降雨への対応」は同じなのか、また、両者と計画との関係が判り難い。	「計画降雨以外のあらゆる洪水」は、気候変動対応を含むため、気候変動について追記します。	p90 「計画対象降雨以外の想定し得るあらゆる洪水が発生することも可能な限り想定し、」	「計画対象降雨以外の <u>気候変動等を踏まえた想定し得るあらゆる洪水規模の降雨</u> が発生することも可能な限り想定し、」に修正
56	第13章 第3節	p91	「想定外」とならないよう、頑張ってください。人命は大切、自然とうまく付き合っていく「智恵」をつけましょう。	計画対象降雨以外の気候変動等を踏まえたあらゆる規模の降雨が発生することも可能な限り想定し、氾濫の被害をできるだけ抑制する対策等を検討することとしています。また、流域に住まわれている皆さまも、水害リスクを自分事として捉え、流域治水に協力いただくようお願いします。	p90	—
57	第13章 第4節	p92	策定後にも改善を続けることが望ましい。SIPの取り組み等といった新たな研究開発も取り込み、より良い計画にしていけることが必要と考える。	計画管理（見直し）について、新たな研究開発による新技術等の反映について記載する。	p91 「これに加え、流域における浸水被害の発生状況も踏まえ、浸水被害の防止又は軽減のため、必要に応じて、地域住民や民間事業者、学識経験者等の意見を聞き、計画の効果的な実施・運用に向けた改善を図るとともに、流域水害対策計画の見直しを行う。」	「これに加え、流域における浸水被害の発生状況、 <u>河川及び下水道整備の進捗、河川状況の変化、新たな研究開発による新技術、まちづくり等の社会経済の変化等を踏まえ</u> 、浸水被害の防止又は軽減のため、必要に応じて、地域住民や民間事業者、学識経験者等の意見を聞き、計画の効果的な実施・運用に向けた改善を図るとともに、流域水害対策計画の見直しを行う。」に修正
58	第13章 第4節	p92	進捗管理、フォローアップが必要と考える。	計画書（案）p92に流域水害対策計画の計画管理において、計画管理項目を定めてフォローアップしていくことを記載しています。	p91	—
59	第13章 第6節	p92	「溪流の発生区域・・・」では意味が伝わらないので「流木等」の追記。 また、森林整備が漏れていたの追記。	文書の適正化を図ります。	p91 流木対策 「溪流の発生区域、流下区域、堆積区域の特性や、地形、脆弱な地質の分布状況等に応じて、山腹崩壊等対策・流木対策等を有機的に組み合わせるよう、事業を推進する。」	「溪流 <u>における流木等</u> の発生区域、流下区域、堆積区域の特性や、地形、脆弱な地質の分布状況等に応じて、 <u>森林整備、山腹崩壊等対策</u> 、 <u>流木対策等を有機的に組み合わせる</u> よう、事業を推進する。」に修正
60	第13章 第7節	p93	（事務局修正） 氾濫想定区域のうち集水域を超える区域の図を追加。	—	p92 氾濫想定区域のうち集水域を超える区域「想定氾濫区域のうち集水域を超える区域における」	「 <u>想定氾濫想定区域のうち集水域を超越</u> える区域における」に修正。 「氾濫想定区域のうち集水域を超える区域」を追加
61	—	p18、33、42、58、61、63、64、67	（事務局修正） 特定都市河川流域の追加指定を反映した図に更新。	—	—	図1-14、1-18、2-1、4-5、6-2、7-1、7-2、7-5を更新
62	—	—	千歳川遊水地群についての記載はしないのか。	千歳川遊水地群については、整備済みであり、さらなる検討については、今後予定されている気候変動を踏まえた石狩川水系河川整備基本方針等の見直しの中で検討されることとなります。	—	—

N0	計画書の項目	該当ページ	意見	対応	千歳川流域水害対策計画（素案） 2024. 3. 29	千歳川流域水害対策計画（素案）修正案 2024. 6. 11
63	—	—	石狩川との合流点水位の考え方を整理しておく必要がある。河川管理者にとっての安全側の設定は、地域にとって負担側となることを理解して進める必要がある。	石狩川との水位の考え方については、今後予定されている気候変動を踏まえた石狩川水系河川整備基本方針等の見直し中で検討されることとなります。	—	—
64	—	—	恵庭市で行う住民説明会なのに恵庭市職員までも昨年起こった川の災害について情報を知らないのに水害対策計画を提案するなんておかしいと思います。既に起きている水害の対策もできていないのにこれからの水害の対策なんて不可能。川のそばに住むなということなんだと行政はうたっているのかなと思いました。	当該計画は、水害特性等を踏まえ、特定都市河川浸水被害対策法改正で新たに創設された様々な制度を活用することで、これまでの千歳川流域治水対策整備計画の取組を包括し、流域治水を計画的、効果的かつ早期に進めることができるよう、千歳川流域のあらゆる関係者の協働による総合的な浸水被害対策を定めるものです。流域の早期かつ確実な治水安全度の向上を目指し、総合的かつ多層的な浸水被害対策を講じて参りますので、ご理解とご協力をお願いします。 また、千歳川流域水害対策協議会等の場を通じて各関係者と情報共有に努めていきます。	—	—

「千歳川流域水害対策計画（素案）」に対する意見提出様式

令和 年 月 日

① 氏名又は企業・団体名（ふりがな）		
② 住 所（市町名）		
③ 電話番号又は メールアドレス		
④ 年 齢 （○で囲んでください）		20歳未満 20代 30代 40代 50代 <u>60歳以上</u>
意見箇所		意見内容 （横書きで記載してください）
ページ	行目	
p16 220 p27.		田んぼなどに関係する取組は、220ページ で記述されている。 詳細な取組については、220ページ の説明に記述。

【留意事項】

- ・企業・団体として意見を提出する場合は、企業・団体名、代表者名、担当者部署名、担当者名を記載願います。
- ・本応募用紙については、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」に則り、「千歳川流域水害対策計画（素案）」に対する意見聴取、統計処理にのみに使用し、いただいた意見を使用する場合にも個人が特定出来ないように加工して使用します。

【提出先】

札幌開発建設部 河川計画課
〒060-8506 札幌市中央区北2条西19丁目
TEL：011-611-0329 FAX：011-611-4210
E-mail：hkd-sp-r6suigai-soan@gxb.mlit.go.jp

「千歳川流域水害対策計画（素案）」に対する意見提出様式

令和 6 年 4 月 11 日

① 氏名又は企業・団体名(ふりがな)	
② 住 所 (市町名)	
③ 電話番号又は メールアドレス	
④ 年 齢 (○で囲んでください)	20歳未満 20代 30代 40代 50代 (60歳以上)

意見箇所		意見内容 (横書きで記載してください)
ページ	行目	
30 32		① 開発とともに、 洪水が増加する、とい うのがよくある図式。 想定も越える自然状態 なので、準備 備えするべきという ことはないので、 万全を期しているかという点 ② 市民の意識の向上、位を位 にあり、感度が違う。十分に宣伝し、 十分に意見をあげ、意見 意見の 向上につとめてもらう。

【留意事項】

- ・企業・団体として意見を提出する場合は、企業・団体名、代表者名、担当者部署名、担当者名を記載願います。
- ・本応募用紙については、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」に則り、「千歳川流域水害対策計画（素案）」に対する意見聴取、統計処理にのみに使用し、いただいた意見を使用する場合にも個人が特定出来ないように加工して使用します。

【提出先】

札幌開発建設部 河川計画課
〒060-8506 札幌市中央区北2条西19丁目
TEL : 011-611-0329 FAX : 011-611-4210
E-mail : hkd-sp-r6suigai-soan@gxb.mlit.go.jp

「千歳川流域水害対策計画（素案）」に対する意見提出様式

令和6年4月12日

① 氏名又は企業・団体名（ふりがな）		
② 住 所（市町名）		
③ 電話番号又は メールアドレス		
④ 年 齢 （○で囲んでください）		20歳未満 20代 30代 40代 50代 <u>60歳以上</u>
意見箇所		意見内容 （横書きで記載してください）
ページ	行目	
全般		①我々は、河川や降水等から、多大な恩恵を受けている。②恵庭市においても、6つの大小河川があり、その自然の恵を我々は、十分に享受していることに感謝すべきである。③災害は、時として自然が「牙をむく」人間に対する「〇〇」である。
13		計画期間は、20～30年は、妥当だと思います。
17		「浸水被害想定・・・」とあるが「複合災害（水害+火山噴火、地震）」も想定すべき（一筆必要かと思う）かと思います。
24		ハザードマップの作成・公表は大賛成、但し、これに基づく訓練（特に、救助や情報確認・伝達に、有効であるロドーンやヘリ、ボート）が必要かと思います。
26		貯水貯留施設の周知・整備は、さらに必要かと思います。
		以上です。「想定外」とならないよう、頑張ってください。 人命は大切、自然とうまく付き合っていく「智恵」をつけましょう。

【留意事項】

- ・企業・団体として意見を提出する場合は、企業・団体名、代表者名、担当者部署名、担当者名を記載願います。
- ・本応募用紙については、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」に則り、「千歳川流域水害対策計画（素案）」に対する意見聴取、統計処理にのみに使用し、いただいた意見を使用する場合にも個人が特定出来ないように加工して使用します。

【提出先】

札幌開発建設部 河川計画課
〒060-8506 札幌市中央区北2条西19丁目
TEL：011-611-0329 FAX：011-611-4210
E-mail：hkd-sp-r6suigai-soan@gxb.mlit.go.jp

「千歳川流域水害対策計画（素案）」に対する意見提出様式

令和 6 年 4 月 19 日

① 氏名又は企業・団体名（ふりがな）		
② 住 所（市町名）		
③ 電話番号又は メールアドレス		
④ 年 齢 （○で囲んでください）		20歳未満 20代 30代 <u>40代</u> 50代 60歳以上
意見箇所		意見内容 （横書きで記載してください）
ページ	行目	
		貴庁や伊達市市民説明会等にて、 貴庁市職員等でも、 昨夏おこなった川の水量について 小冊紙を配布されたのに 水量対策計画を提議おこなって おかしいと 感じます。 おでに おきてる水量の対策も できていないのに これからの水量の対策なんて 不可能 川のそばに住むなということなんじゃないかと 行政はうたえているのかなと 感じました

【留意事項】

- ・企業・団体として意見を提出する場合は、企業・団体名、代表者名、担当者部署名、担当者名を記載願います。
- ・本応募用紙については、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」に則り、「千歳川流域水害対策計画（素案）」に対する意見聴取、統計処理にのみに使用し、いただいた意見を使用する場合にも個人が特定出来ないように加工して使用します。

【提出先】

札幌開発建設部 河川計画課
 〒060-8506 札幌市中央区北2条西19丁目
 TEL：011-611-0329 FAX：011-611-4210
 E-mail：hkd-sp-r6suigai-soan@gxb.mlit.go.jp

「千歳川流域水害対策計画（素案）」に対する意見提出様式

令和6年4月24日

① 氏名又は企業・団体名（ふりがな）		
② 住 所（市町名）		
③ 電話番号又は メールアドレス		
④ 年 齢 （○で囲んでください）		20歳未満 20代 30代 40代 50代 60歳以上
意見箇所		意見内容 （横書きで記載してください）
ページ	行目	
		説明を聴いて感じた事は、やはり本流である石狩川の流れを如何に早く水位を下げるかにあると思います。可能な限り河道掘削をするなど石狩川の容量を増やすなどの手配を早急をお願いしたいと思います。 私も、[REDACTED]の役員として毎年お願いに上がっているものとして身につまされるものがあります。

【留意事項】

- ・企業・団体として意見を提出する場合は、企業・団体名、代表者名、担当者部署名、担当者名を記載願います。
- ・本応募用紙については、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」に則り、「千歳川流域水害対策計画（素案）」に対する意見聴取、統計処理にのみに使用し、いただいた意見を使用する場合にも個人が特定出来ないように加工して使用します。

【提出先】

札幌開発建設部 河川計画課
 〒060-8506 札幌市中央区北2条西19丁目
 TEL：011-611-0329 FAX：011-611-4210
 E-mail：hkd-sp-r6suigai-soan@gxb.mlit.go.jp

「千歳川流域水害対策計画（素案）」に対する意見提出様式

令和6年4月25日

① 氏名又は企業・団体名（ふりがな）		
② 住 所（市町名）		
③ 電話番号又は メールアドレス		
④ 年 齢 （○で囲んでください）		20歳未満 20代 30代 40代 <u>50代</u> 60歳以上
意見箇所		意見内容 （横書きで記載してください）
ページ	行目	
30		関係機関の構成員に防災の観点から消防機関は入らないのですか？
54		排水機場は現在操作員は地元の農業者が担っており世代交代時の担い手が不足している欠員が出たときになかなか見つからないのが現状です。消防団員を兼任している人もいて個人への負担も増えている。移設改修工事では省人化できる機械などの設置をしてほしい。
59		農村地区では下水道は来ていない合併浄化槽を設置している人が多い。水害対策として氾濫洪水時にどのように対応したら良いのか防災ガイドブックに載せることはないのか？
74		内水排除の運転調整ルールとはどのようなものか自分は排水機場の操作員ですがどのようなルールがあるのか知りません氾濫時の避難などのルールが載っているのでしょうか？ 東2線樋門移設にあたり新樋門の法面植生は旧樋門を撤去後に2カ所同時に行われるとのことでしたが同時期の植生では強度が弱くありませんか？

【留意事項】

- ・企業・団体として意見を提出する場合は、企業・団体名、代表者名、担当者部署名、担当者名を記載願います。
- ・本応募用紙については、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」に則り、「千歳川流域水害対策計画（素案）」に対する意見聴取、統計処理にのみに使用し、いただいた意見を使用する場合にも個人が特定出来ないよう加工して使用します。

【提出先】

札幌開発建設部 河川計画課
〒060-8506 札幌市中央区北2条西19丁目
TEL：011-611-0329 FAX：011-611-4210
E-mail：hkd-sp-r6suigai-soan@gxb.mlit.go.jp